

# 介護人材 再就職準備金

— 貸付・返還の手引き —

令和7年度版

## 【書類の提出先及び問い合わせ先】

社会福祉法人 山形県社会福祉協議会  
山形県福祉人材センター  
〒990-0021 山形市小白川町二丁目3番30号  
電話：023-633-7739

※申請書、添付書類、その他指定様式は、山形県福祉人材センターのホームページからダウンロードできます。 山形県福祉人材センター <https://www.ymgt-shakyo-j2.info/>

## 目 次

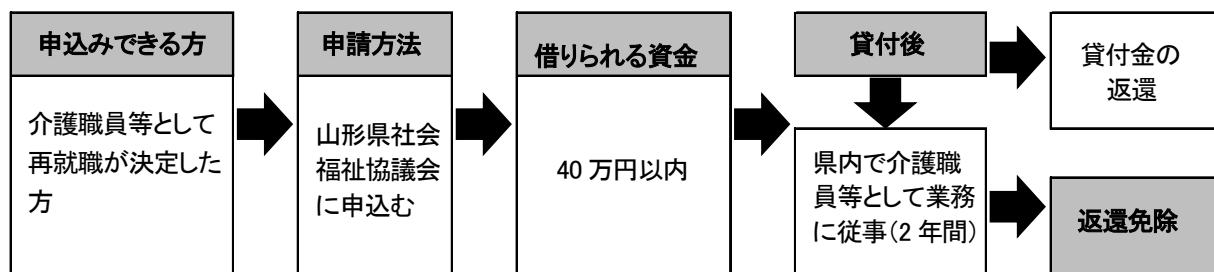
1. 再就職準備金貸付について	1
2. 借入申請から資金交付までの流れ	5
3. 貸付後の手続き（返還猶予・返還免除の場合）	6
4. 貸付後の手続き（返還の場合）	7
5. 手手続きに必要な提出書類一覧	8
6. 様式集	10

## 1. 再就職準備金貸付について

### 【概要】

- 介護職として一定の知識及び経験を有する離職中の方が、介護職員（※1）として再就職する際、必要となる経費に充当するための資金として、無利子で貸し付けるものです。
- 介護職員（※1）として再就職した日から、山形県内において2年間引き続き介護職の業務に従事した場合は返還債務の全部を免除するほか、一定の事由に該当する場合は、返還債務の全部または一部が免除されることがあります。

（※1）居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。）若しくは第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）を実施する事業所における介護職員その他主たる業務が介護等（社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。）の業務である者



### （1）貸付制度の根拠

- 社会福祉法人山形県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付制度実施要綱
- 社会福祉法人山形県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付制度運営要領
- 山形県介護職参入促進事業事務取扱要領

### （2）実施主体

社会福祉法人山形県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行います。

### （3）貸付対象者

次の要件をすべて満たす方を貸付対象とします。

- 介護職員（※1）としての実務経験を1年以上有する方
- 直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就労するまでの間に山形県福祉人材センターに氏名、住所等の届出または求職登録を行っている方
- 次のいずれかに該当する方
  - 介護福祉士
  - 介護福祉士実務者研修修了者
  - 介護職員初任者研修修了者（介護職員基礎研修、ヘルパー1級・2級を含む）

- ④ 山形県内の介護職員（※1）として再就職が決定した方（既に就職している方を除く）  
（※1）居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業）若しくは第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業）を実施する事業所において介護職員その他主たる業務が介護等（社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する介護等をいう。）の業務である者  
※ 生活福祉資金や母子父子寡婦福祉資金、その他の国庫補助事業等を活用した制度との併用はできません。

#### （4）貸付内容

貸付金額は40万円以内です。1人あたり1回限りの貸付となります。

貸付対象となる経費（再就職の際に必要となる次に掲げる経費）：

- ・子どもの預け先を探す際の活動費
  - ・介護に係る情報収集や講習会参加経費、国家試験の受験手数料又は参考図書等の購入費
  - ・介護職員等として働く際に必要となる靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具や鞄等の被服費
  - ・敷金礼金、転居費など転居を伴う場合に必要な経費
  - ・通勤用の自転車又はバイクの購入費
- など

※ 資金使途に係る領収書は、返済が終了するまで保管して下さい。なお、後日国の検査等で支出内容を確認する場合があります。その際、支出が確認できない等の不適切事項がある場合は貸付金を返還していただくこともあります。

#### （5）貸付利子

貸付利子は無利子です。ただし、返還期間を過ぎた場合は年3%の延滞利子を徴収します。

#### （6）連帯保証人

原則、以下のすべての条件を満たす連帯保証人が1名必要です。

- ① 申請者とは別に生計を営んでいる方
- ② 山形県内に住所を有する方
- ③ 65歳未満の方で、市町村県民税の課税対象である方。

#### （7）申請手続き

申請手続きに必要な書類は次のとおりです。

- ① 再就職準備金貸付申請書（第1号様式）
- ② 再就職準備金利用計画書（第2号様式）
- ③ 雇用（内定）に関する証明書（第3号様式）
- ④ 過去に介護職として1年以上従事したことがわかる書類（例：介護福祉士国家試験受験時の実務経験証明書の写し、源泉徴収票や給与明細の写し、雇用保険離職票の写し等）または実務経験証明書（第4号様式）

- ⑤ 保有資格の取得証明書または修了証明書の写し
  - ⑥ 住民票謄本（発行後3か月以内、個人番号以外省略のないもの）
  - ⑦ 連帯保証人が市町村県民税を課税されていることがわかる書類（市町村が発行する市町村県民税課税証明書等）
  - ⑧ 返信用封筒（角2号、240mm×332mm）・通信用切手（180円分の切手）
  - ⑨ 収入印紙（200円）。貸付申請書に貼付し消印してください。
- ※ これら以外にも、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

#### （8）貸付の決定

提出された書類を審査し貸付の可否を決定します。貸付決定の場合、県社協会長と借受人との間で貸付に係る契約を締結していただきます。

#### （9）貸付金の交付

貸付金の交付は一括交付とし、指定の口座に振り込みます。

#### （10）貸付の打切り（貸付契約の解除）

次のいずれかに該当することとなった場合は、資金の貸付を打切ります。

- ① 施設、事業所からの採用（内定）が取り消しになったとき
- ② 採用（内定）を辞退したとき
- ③ 死亡したとき
- ④ その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

#### （11）貸付金の返還

借受人は、次のいずれかに該当した場合、当該事由が生じた日の属する月の翌月から貸付金の返還をしていただきます。

- ① (10) に該当した場合
- ② 介護職員等を自己都合で退職した場合
- ③ 山形県内において介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき
- ④ 介護職員等の業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき
- ⑤ 他の産業・職種へ転就職した場合

返還は、貸付の必要がなくなったときの翌月から開始していただきます。

返還期間は12か月以内とし、一括または月賦により指定された金融機関口座へ送金いただきます。

## (12) 返還の猶予

次に該当する場合は、当該事由が継続する期間、貸付金の返還を猶予することができます。

- ① 借受人が、山形県内において介護職員等の業務に従事しているとき
- ② 借受人が、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により貸付金の返還が困難であると認められるとき

借受人には、貸付金の返還猶予を希望する場合、関係書類を添えて「再就職準備金返還猶予申請書（第12号様式）」を提出していただきます。

## (13) 返還の免除

次に該当する場合は、貸付金の返還が免除になります。

- ① 借受人が、介護職員等として就労した日から、山形県内で2年間引き続きその業務に従事した場合【全額免除】
- ② 借受人が、上記の期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなった場合【全額免除】
- ③ 借受人が死亡し、又は障害、行方不明等により貸付金の返還が困難であると認められるとき【全額又は一部免除】

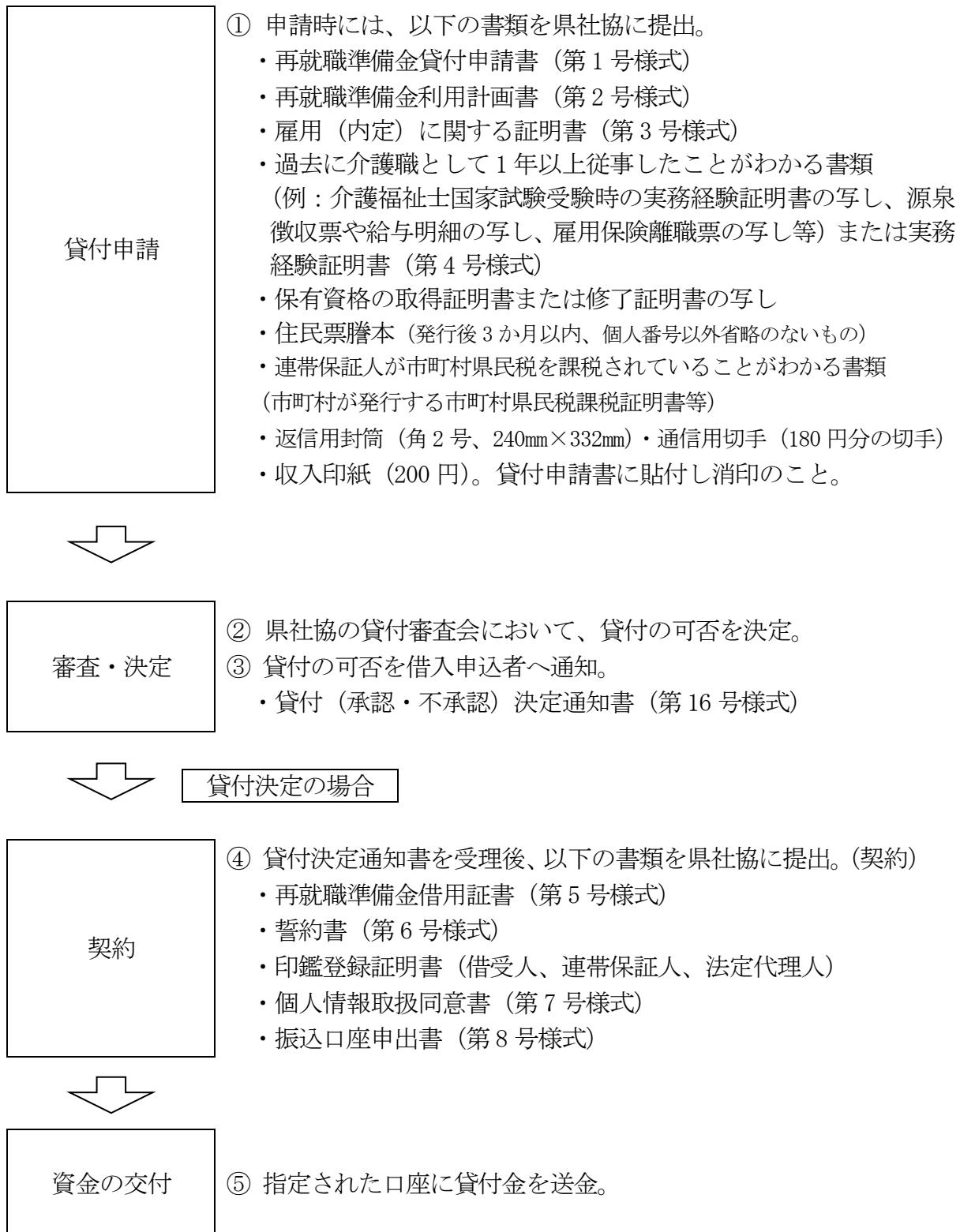
借受人には、貸付金の免除を希望する場合、関係書類を添えて「再就職準備金返還免除申請書（第13号様式）」を提出していただきます。

## (14) 届出義務について

借受人（親族及び連帯保証人）は、貸付・返還猶予期間中に次に掲げる事情が生じた場合、県社協が定める必要な書類を県社協会長に提出する必要があります。

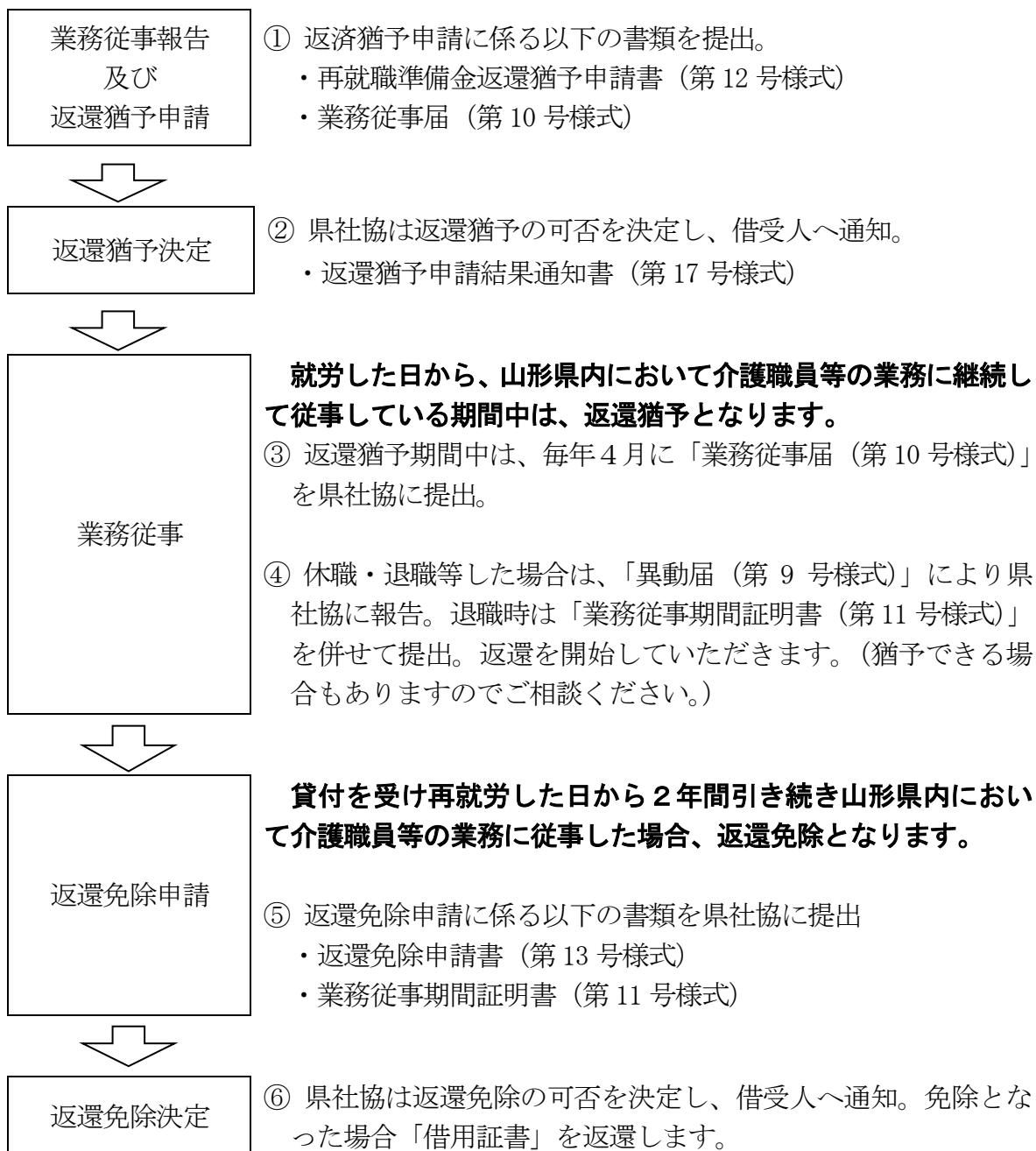
- ① 借受人又は連帯保証人の住所・氏名・勤務先その他重要な事項に変更があったとき
- ② 貸付を辞退するとき
- ③ 借受人又は連帯保証人が死亡したとき
- ④ 借受人が本県において介護職員等の業務に従事したとき
- ⑤ 借受人が業務従事先を休職・退職したとき

## 2. 借入申請から資金交付までの流れ



### 3. 貸付後の手続き（返還猶予・返還免除の場合）

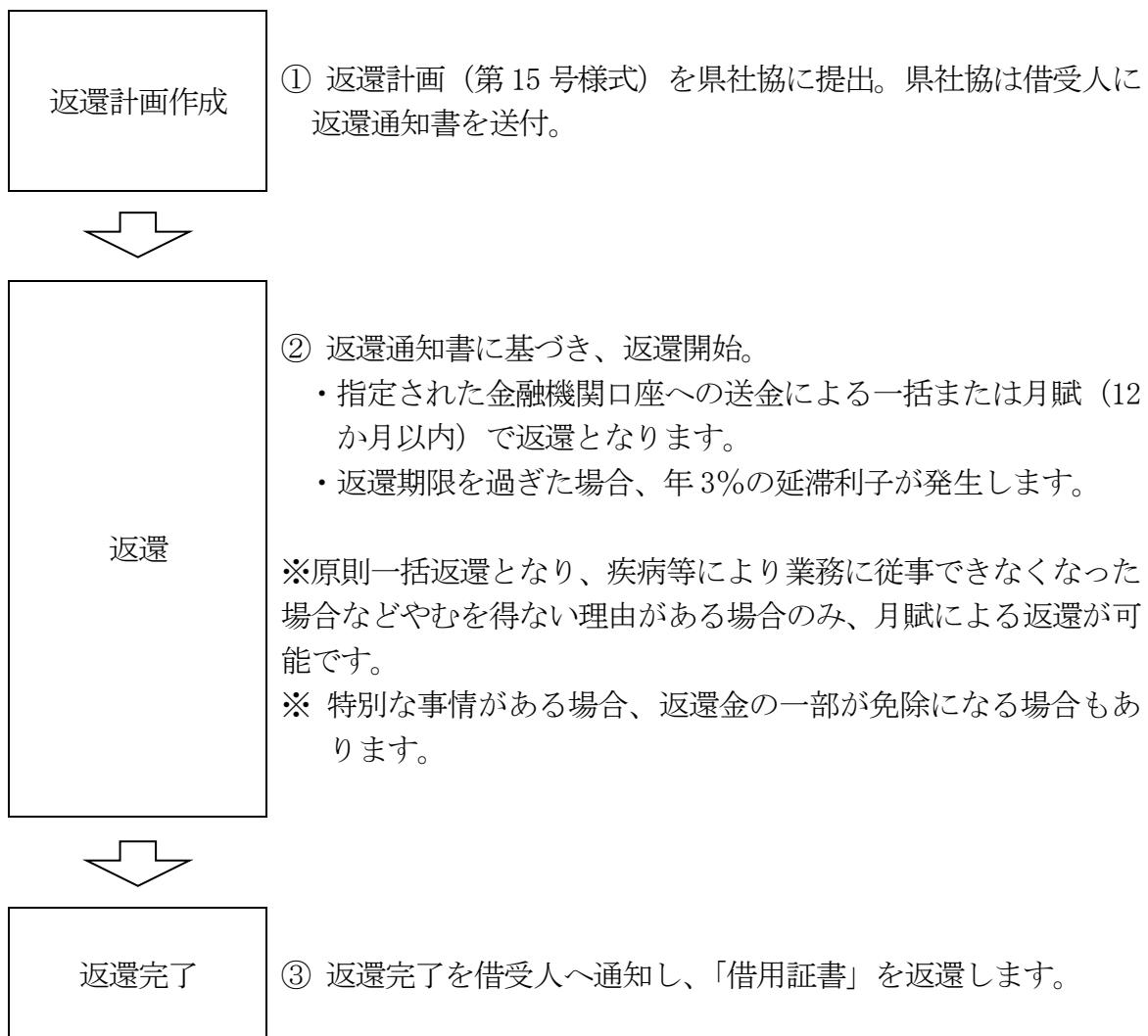
借受人は、県内で介護職員等として就労し、継続して介護職員等の業務に従事している場合は、当該期間中の返還を猶予することができます。なお、2年間引き続きその業務に従事した場合、返還が免除されます。



#### 4. 貸付後の手続き（返還の場合）

以下の場合は、返還となります。

- (1) 貸付契約が解除された場合
- (2) 介護職員等を自己都合で退職した場合
- (3) 山形県内において介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき
- (4) 介護職員等の業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき
- (5) 他の産業・職種へ転就職した場合



## 5. 手続きに必要な提出書類一覧

### 【貸付申請時】

#### (1) 必ず提出しなければならないもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
貸付を申請するとき	貸付申請書	様式 1	その他、必要書類を添付してください。  貸付審査後、県社協は貸付の可否を申請者に通知します。
	利用計画書	様式 2	
	雇用（内定）に関する証明書	様式 3	
	過去に介護職として1年以上従事したことがわかる書類または実務経験証明書	様式 4	
	保有資格の取得証明書または修了証明書の写し		
	連帯保証人が市町村県民税を課税されていることがわかる書類		
	住民票謄本		
貸付が決定したとき	借用証書	様式 5	
	誓約書	様式 6	
	印鑑証明書（借受人、連帯保証人、法定代理人）		
	個人情報取扱同意書	様式 7	
	振込口座申出書	様式 8	

#### (2) 貸付の決定後、変更がある場合、または貸付けが解除になった場合に提出するもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
借受人及び連帯保証人の住所、氏名等の変更	異動届	様式 9	
貸付を辞退するとき 貸付契約が解除となつたとき	貸付辞退届	様式 14	返還開始通知を送付しますので、返還計画に基づき返還を開始していただきます。
	返還計画	様式 15	
死亡したとき	異動届	様式 9	死亡診断書等、事実を確

	返還計画	様式 15	認できる書類添付。
--	------	-------	-----------

【貸付後】

(1) 返還猶予を希望する場合に提出するもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
介護職員等の業務に従事したとき（しているとき）	業務従事届	様式 10	返還猶予期間中は毎年4月に提出。
	返還猶予申請書	様式 12	
災害・疾病等により業務に従事できないとき	返還猶予申請書	様式 12	医師の診断書、罹災証明書等を添付。

(2) 返還猶予の事由に変更があった場合に提出するもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
業務従事先を変更したとき	業務従事届	様式 10	
	業務従事期間証明書	様式 11	

(3) 返還免除申請に提出するもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
貸付条件に定める業務に一定期間以上勤務したとき（返還免除に該当する場合）	返還免除申請書	様式 13	返還免除が決定されると、借用証書が返還されます。
	業務従事期間証明書	様式 11	

(4) 返還に至った場合、提出するもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
返還するとき	返還計画	様式 15	

## 様式集

第1号様式	再就職準備金	貸付申請書
第2号様式	再就職準備金	利用計画書
第3号様式	再就職準備金	雇用（内定）に関する証明書
第4号様式	再就職準備金	実務経験証明書
第5号様式	再就職準備金	借用証書
第6号様式	再就職準備金	誓約書
第7号様式	社会福祉法人山形県社会福祉協議会再就職準備金貸付に伴う個人情報の取扱い（同意書）	
第8号様式	再就職準備金	振込口座申出書
第9号様式	再就職準備金	異動届
第10号様式	再就職準備金	業務従事届
第11号様式	再就職準備金	業務従事期間証明書
第12号様式	再就職準備金	返還猶予申請書
第13号様式	再就職準備金	返還免除申請書
第14号様式	再就職準備金	貸付辞退届
第15号様式	再就職準備金	返還計画
第16号様式	再就職準備金	貸付（承認・不承認）決定通知書
第17号様式	再就職準備金	返還猶予申請結果通知書
第18号様式	再就職準備金	返還免除申請結果通知書

---

## 連絡先

---

社会福祉法人 山形県社会福祉協議会  
(担当: 山形県福祉人材センター)

〒990-0021 山形市小白川町二丁目3番30号

TEL: 023-633-7739 / FAX: 023-633-7730